

件名	愛媛県職員退職手当条例及び愛媛県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例										
主管課	人事課職員厚生室、保健福祉課										
根拠法令等	地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）										
<p>地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部が改正されることに伴い、これらの条例の一部を改正する。</p> <p><b>【改正条例】</b>  ○愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）  ○愛媛県公立大学法人評価委員会条例（平成21年愛媛県条例第49号）</p> <p><b>【改正の概要】</b>  ○条例で引用している法律条項の変更。（実質的な内容改正は伴わない。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正箇所</th> <th>現行条例の規定</th> <th>条例改正(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県職員退職手当条例第7条第5項第2号（勤続期間の計算）</td> <td>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人</td> <td>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人</td> </tr> <tr> <td>愛媛県公立大学法人評価委員会条例第1条（趣旨）</td> <td>地方独立行政法第11条第3項</td> <td>地方独立行政法第11条第4項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「一般地方独立行政法人」とは非公務員型の地方独立行政法人のこと。（愛媛県立医療技術大学が該当）</p>			改正箇所	現行条例の規定	条例改正(案)	愛媛県職員退職手当条例第7条第5項第2号（勤続期間の計算）	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人	愛媛県公立大学法人評価委員会条例第1条（趣旨）	地方独立行政法第11条第3項	地方独立行政法第11条第4項
改正箇所	現行条例の規定	条例改正(案)									
愛媛県職員退職手当条例第7条第5項第2号（勤続期間の計算）	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人									
愛媛県公立大学法人評価委員会条例第1条（趣旨）	地方独立行政法第11条第3項	地方独立行政法第11条第4項									
施行日	平成30年4月1日										
<p><b>【その他参考事項】</b>  &lt;地方独立行政法人法&gt;  （定款）  第8条 省略  2 省略  3 第1項第5号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）とする場合に限り、行うことができる。  4 省略  （地方独立行政法人評価委員会）  第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。  2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。  一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。  二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。  3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。</p>											